新潟県社会人スポーツ推進協議会規約

（名　称）

第１条　この会は、新潟県社会人スポーツ推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　推進協議会は、会員相互の連帯意識の高揚を図り、新潟県の社会人スポーツの振興に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）社会人スポーツ推進企業等認定事業

（２）強化支援事業

（３）優秀選手確保に係る事業

（４）その他必要と思われる事業

（構　成）

第４条　推進協議会は、この会の目的に賛同する企業、競技団体、報道関係の代表者並びに県スポーツ行政関係者、市町村スポーツ行政関係者などのうちから、入会を希望する委員で構成する。

（役　員）

第５条　推進協議会には、次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　若干名

（３）幹事長　　１名

（４）幹　事　　若干名

（５）監　事　　２名

２　会長は、公益財団法人新潟県スポーツ協会会長をもって充て、推進協議会を代表し、会務を統括する。

３　副会長は、委員の中から会長が委嘱し、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

４　幹事長は、委員の中から会長が委嘱し、会務を処理する。

５　幹事は、委員の中から会長が委嘱し、推進協議会の運営上必要な事項を審議する。

６　監事は、委員の中から会長が委嘱し、推進協議会の会計を監査する。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は２年間とする。ただし、再任を妨げない。

（総　会）

第７条　総会は、次の事項を審議決定する。

（１）規約に関すること

（２）予算及び決算に関すること

（３）その他、推進協議会の運営に関する重要な事項

２　総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
３　会長に事故あるときは第５条第３項により副会長が、会長、副会長のいずれにも事故あるときは幹事長が議長となる。なお、会長、副会長、幹事長のいずれにも事故あるときは、出席者の互選により議長を選出する。
４　総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところとする。
５　会長が必要と認める時は、委員以外の者の総会への出席を求めることができる。
（幹事会）
第８条　幹事会は、次の事項を取り扱う。
（１）総会に提出する議案に関すること
（２）支援企業等の調査に関すること
（３）その他、推進協議会の運営に関すること
２　幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
３　幹事長に事故あるときは、幹事の互選により議長を選出する。
（会　計）
第９条　推進協議会の会計は、補助金、委託金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
２　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（事務局）
第 10 条 推進協議会の事務局は、公益財団法人新潟県スポーツ協会に置き、事務を処理する。
２　事務局長は、常務理事を充てる。

附　則
この規約は、平成８年５月１０日から施行する。
附　則
この規約は、平成１４年５月２３日から施行する。
附　則
この規約は、平成１８年５月２２日から施行する。
附　則
この規約は、平成２９年５月９日から施行する。
附　則
この規約は、平成３０年６月４日から施行する。
附　則
この規約は、令和７年１１月２０日から施行する。